

12
2022
No.252

議会活動報告紙

新おだわら

発行者：日本共産党小田原市議会議員団 住所：神奈川県小田原市荻窪300 小田原市役所内
 電話番号：0465-33-1300(市役所) 内線/789 E-mail：jcpodawara@gmail.com Webサイト：http://jcpodawara.d.dooc.jp/

9月議会 一般質問

家庭教育支援の研究会に統一協会が関係

市長の統一協会へのイベント参加の認識は

横田市議は、市長が県議時代から統一協会の関連団体の行事に参加していたことを質問。

その一つ、ピースロードのホームページには、市長と井上義行氏がいばらを胸につけて前列に並んで撮られた記念写真が掲載されていることを紹介。参加者の大半は統一協会2世と言われていること、ホームページには文鮮明について書かれていることを示し、統一協会との関係を認識していなかったのかと質問。

答弁は「いつからなのかははっきりしない」。仮に被害の拡大につながっていたとしたら、たいへん申し訳ない。

市長は、なぜ、はっきりと統一協会が反社会的団体だと言明できないのか。歯切れのいい答弁はありませんでした。



横田英司

家庭教育支援施策研究会に統一協会員を招いた意図は？

守屋市長に替わって、家庭教育支援条例を作る計画が進められ始めました。

実は、この家庭教育支援条例は、自民党と統一協会が協力して制定を推進していることが分かっています。本市も例外ではありません。まず、2018年に本市に提出された家庭教育法案を推進する陳情の提出の代表者は、勝共連合と統一教会の活動家であることが分かっています。

また、市長はこれまで「非常に關心を持って県議時代から研究。家庭教育支援の在り方を私の政策集に掲げた」と答弁していましたが、この「県議時代からの研究」も統一教会と関係していることが分かります。

一教会と関係していることが分かり、横田市議は質問。

その研究会は、「かながわ自民党家庭教育支援施策研究会」。統一協会員であり、各地で家庭教育支援条例制定のために支援活動をしている静岡県議会議員の藤曲敬宏が、この研究会に招かれました。これは、静岡県議会のホームページに掲載されている藤曲県議の政務活動費をみればわかります。ここには、次のように掲載されています。

「県外調査概要書 平成30年7月11日 日会派名・議員氏名 自己改革会議 藤曲敬宏」

「目的 神奈川県議会家庭教育支援施策研究会主催の勉強会において、静岡県家庭教育支援条例の実施状況を報告するとともに意見交換を行う」

「年月日 平成30年7月11日」

「場所 神奈川県議会」

「内容 応対者 神奈川県議会家庭教育支援施策研究会(P.T) 守屋輝彦 県議他15名」

実は、この「かながわ自民党家庭教育支援施策研究会」に参加した自民党の石川巧神奈川県議が、自身のブログに研究会の感想として次のように書いています。「条例制定で最も抑えたかった部分は、「家庭」という普遍的価値観の重要性を明記すること」。

結局、市長が何と説明しようと、各地での家庭教育支援条例の制定には統一協会が活躍しています。また、内容は、戦前の「家庭」の価値観を一律に押し付けるものになっており、そのために、各地で反対運動、条令廃止運動が起きています。行政がやるべきことは、家庭を支えるための条件整備。親と子供たちが豊かな時間を過ごせるように長時間労働はさせない。学校で先生方が一人ひとりの子どもに目が行き届くように少人数学級にする。教育費や医療費の軽減・無償化。子育ての悩みに気軽に相談できる場と専門家の配置。子ども食堂への支援。家庭教育支援条例の制定ではありません。

2021年度決算特別委員会

少人数学級のさらなる推進を

一人ひとりの児童に目が行き届き、決め細かな支援や指導が可能に

本市は、年度、国より1年前倒しで、小学校3年生に35人学級を実施。市の評価は「一人ひとりの児童に目が行き届き、決め細かな支援や指導が可能」。そこで、実施の予定がない学年についても実施するべきではないのかと質問。

答弁は、教員の配置は国・県の責任で行うもの。また、小学校だけで追加で27学級が必要。市独自予算ではできない。

ならば、これでよしとせず、国・県に少人数学級化を強く、言っていくべきではないでしょうか。

ステップアップ調査については、「何のための調査か不明。児童・生徒のために、この調査の結果をどう役立てるかが不明。貴重な授業時間が

2021年度決算の認定については、一般会計、競争事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の三つの会計に反対しました。

後期高齢者医療事業 コロナによる受診抑制で 窓口負担額が減

昨年度、一人当たりの窓口負担額が減りました。この理由を質問したことに對しての答弁です。また、所得が100万円未満の方は45%。そして、所得が無くても保険料は支払わなければならないことも答弁。公的医療保険制度としては、非常に冷たく問題のある制度であることが、決算から確認できました。

窓口負担2倍化で受診抑制が起こることが危惧されます。

市民はマイナンバーカードを必要としない

マイナンバーカードが貰えるから総括質疑より本市の取得率は5割に届いていません。それでも、昨年度は、これまでより交付が進んでいます。この要因を質問。答弁は、「マイナンバーカードが貰えるから」。

つまり、市民はマイナンバーカードに必要性を感じていないし、その危険性についても不安を抱いているということです。

市民が必要としないマイナンバーカードの交付の推進はすべきではありません。

新型コロナウイルス感染症 自宅療養者への食料品等支援は 感染爆発にも対応できるよんじ

第7波の新型コロナウイルス感染症の新規感染者は2022年8月19日には26万人を超え、同月24日時点で自宅療養者の人数は全国約157万7千人になりいずれも過去最多を更新。そのような中、市が行っている自宅療養者への食料品等支援について市民の方から「陽性者の人数分にしては量が少なすぎる」「このような制度があることを知らなかった」「市内にある実家に市外から家族そろって訪れていたが、全員が陽性となり実家で自宅療養を余儀なくされた。市外の者は食料品等支援を受けることができなかった」との訴えがありました。

そこで田中議員は、①陽性者1人あたり3日分の量を支援していたと記憶にある。1人あたり3日分の分

旧統一協会と関連を絶ち 被害者救済に全力を尽くすべき

守屋輝彦市長は「旧統一協会との関係を絶つ」と明言された。その上で田中議員は次のように質問。安倍元首相の銃撃事件が起きた7月に、「全国統一教会被害者家族の会」に寄せられた相談件数は、前月に比べて12倍近い94件となり、「全国霊感商法対策弁護士連絡会」によると旧統一協会等霊感商法は1987年から2021年に全国の消費者センターへの相談と合わせ計3万4537件の被害相談があり、被害額は約1237億円に、旧統一協会がコンプライアンス宣言後の2010年以降も相談件数2875件被害額は約138億円になっている。報道番組では被害に遭われた方の生々しい証言が連日のように報道されているが、旧統一協会を巡り大問題になっている。そこで、①当該団

量を陽性者の人数分支援すべき②市外に住民票がある方でも小田原市内で自宅療養している場合には、支援をすべき③高熱の症状がある陽性者の方が、市ホームページから食料品等支援制度のページまでたどり着くのは大変。市のトップページに示するなど支援制度について分かりやすく周知を図るべき等質問しました。

答弁 第7波において感染の爆発的な拡大により、食料品等支援の申請者数が大幅に超えた。市内に住民票がない方への支援は自宅療養者等の情報や同居家族等の確認ができないことから困難。「食料支援」等の単語で検索をすれば、支援制度のページが一番上に表示される等。

体をどのように認識しているのか②市長は県議時代から当該団体と関連があるようだが具体的にいつからどのような関連があったのか③市長の目指す本市における「家庭教育支援条例」と旧統一協会との関連について、市長には条例制定に関して旧統一協会等から何らかの声が寄せられたことはあるのか④具体的に、どのように関連を断ち切っていくか質問。

答弁 問題ないものと認識していたが昨今の報道により社会情勢が一変した中で考えや認識を改めた。家庭教育の支援について以前から非常に関心を持っていて、政策集、2030ロードマップにも掲げ、総合計画に位置付けた。条例制定に関する陳情や要望書等を受けたことは無い。

市民が市政に望むのは問題のない穏やかな日常

市立病院の新病院建設を巡り、市長、幹部職員が事業者選定前に応募されている事業者と面談したが、市の基準からすると問題である。市民の多くがこのことに疑惑を持つことになり、市民が切望している新病院建設に水を差すようなことになったと考える。どんな理由があつても事業者選定前に、市長、市の幹部職員が応募されている事業者と会うべきではなかった。李下に冠

再質問では感染の爆発的な拡大に備えて配送や食料品等の発注先の体制を拡大するなど求めました。



田中りえ子

を正さずと言うが、始めから疑惑を持たれるようなことは一切すべきではなかった。どのように考えるか。答弁 ルールは一つ。不正を犯していけないというルール。何かあればしっかりと説明できるようにすること。今回の議論でも視察の目的や日程について理解いたされた、そこがしっかりとあればそれでよい。

9月議会 一般質問

弔意押し付けで突出した市対応

7月8日に安倍元首相銃撃事件が発生。安倍氏の家族による葬儀が7月12日に行なわれた。この私的な葬儀に対し、国は自衛隊の儀仗兵を参列、地方では半旗掲揚などを行なう自治体が多数出るなど、全国で異例の事態が起こった。小田原市では、半旗掲揚、記帳所設置の他、市立幼小中学校へ半旗掲揚の依頼を通知した。市は「皇族や内閣総理大臣経験者の葬儀などで半旗の掲揚を行なってきた」、「銃撃事件後、県や県内各市の状況を踏まえ」実施したと説明している。

しかし、従来の首相経験者の葬儀とは「内閣・自由民主党合同葬儀」を指し、家族による私的葬儀ではない。また今回は、半旗掲揚こそ県内19市中16市と多数だが、記帳所設置は8市、学校への半旗掲揚依頼は小田原市を含め3市に過ぎない。本市対応は突出している。

弔意強制は許されない

安倍元首相死去についてどのような受け止めめるかは個人の自由であり、弔意の表明も同様である。それにもかかわらず、国や地方自治体が「弔意を示すべき」とする特定の価値観を示すことには問題がある。「内心の自由」について、憲法は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」(十九条)と規定。これは、「国民がいかなる思想を抱いているかについて、国家権力がそれを表すように強制することは許されない」ということである。国家権力が「弔意」を示せば、それと異なる考えを持つ市民は、そうした国家の意思を受忍しない限り、「不同意」であることを表明せざるをえない。

事件発生直後、政府の「国葬」実施方針に対する反対は多くはなかった(評価する49%、評価しない38%「NHK7月調査」)。しかし、国として弔意を示す「国葬」が「内心の自由」に関わるものであることが多くの人に知られよう

「内心の自由」の尊重を

になり、その賛否は逆転(評価する32%、評価しない57%「同九月調査」)。「国葬」実施後も同様(評価する33%、評価しない54%「同10月調査」)となっている。

市民の政治判断にも影響

市は半旗等実施の理由について、「長きにわたり国政を担われた方(安倍元首相)に対する弔意を表したものと説明している。内閣総理大臣は、行政権の長として国家権力を執行する立場に権力者である。市は、「長期間権力者であった」ことが、「市として弔意を示すに値する」と主張しているのである。

しかし、時の権力者の評価は人により異なる。権力者の地位にあったことをもって「弔意」を示すべきとする事は、結局、その権力者が何を行ったかを問い、次の投票行動に結びつけてゆくという民主政治に必要な市民の政治判断にも影響を与える。権力者に公的機関が弔意を示す事は、私的な弔意表明とは異なる。市の見解は、「内閣総理大臣は特別」という特定の価値観を押し付けるものと言わざるを得ない。当然このような特定の価値観に基づく「弔意」押し付けは、住民福祉の増進に資するものとは言えない。従って、記帳所設置費用の3168円も認められない。これは「国葬」費の十数億円支出と同様である。

教育現場への押し付け

また、市対応で特に問題なのは、市立幼稚園、小中学校に半旗掲揚依頼の通知を行なったことである。学校教育現場での半旗掲揚は、子どもたちのものの考え方を縛ることになる。主権者としての国民を育てる場で、「総理大臣経験者は特別の扱いをうけて当然」との価値観が植え付けが行なわれれば、民主主義的にものを考える力が削がれていくと言わざるを得ない。



岩田 泰明